

平成24年(ワ)第3671号・平成25年(ワ)第3946号 外  
大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

## 原告第32準備書面

2017年(平成29年)2月23日

京都地方裁判所 第6民事部合議はA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人 外

原告第29準備書面および原告第31準備書面について、以下の部分につき脱字、誤植があったので、別紙のように訂正する。

### 1. 原告第29準備書面訂正箇所

① 12頁目下から3行目

(甲第\_\_\_号証83頁「2、太陽光発電の爆発的普及」参照)

↓

(甲第301号証83頁「2、太陽光発電の爆発的普及」参照)

② 15頁目6項本文4行目

両社の差→両者の差

## 2 原告第31準備書面の訂正箇所

2頁目冒頭部分「原告第6準備書面において、避難困難性について述べたが、本準備書面では木津川市における避難計画の問題点についての主張を行う。」を削除する。

以上